平成２８年（フ）第１９３号
長崎県長崎市西山本町４番１号　山崎アパート１Ｆ
債務者　大石　　学
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４号
長崎県南松浦郡新上五島町有川郷440番地６、住民票上の前住所長崎県佐世保市大潟町129番地84　朝日ヶ丘独身寮Ｂ棟31
債務者　吉川　　翼
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第２６号
北海道沙流郡日高町富川北２丁目１番６号
債務者　里見　賢一
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第４２０号
宮城県名取市手倉田字諏訪268番地　シャネーラＫ201号
債務者　石垣　恵理
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５０２号
仙台市青葉区国分町３丁目９番７―1603号
債務者　藤村めぐみ
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５０３号
仙台市若林区荒井字押口73番地の２　（16―６Ｂ―６―２Ｌ）今野方、従前の住所仙台市泉区市名坂字万吉前29番地の１　コテージ彩102
債務者　本郷由美子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５５０号
仙台市宮城野区宮城野２丁目７番７号　コーポ宮城野原Ａ棟106
債務者　佐藤　　晋
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５６６号
仙台市青葉区北山１丁目６番２号　コーポＫＳ102、従前の住所仙台市青葉区北山１丁目20番26号
債務者　渡邉　　質
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２３９号
茨城県水戸市見和２丁目188番地の15　キャッスルハーモニー105号
債務者　富山　一男
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２５号
千葉県長生郡長生村岩沼2468番地14
債務者　尾越　弘幸
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
千葉県茂原市下永吉1759番地１（コスモフランＢ203）
債務者　磯野　弥生
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
千葉県茂原市東部台２丁目17番地12（ケイナンマンション101号）
債務者　安保　眞一
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第９１号
千葉県富津市湊190―２　吉原方
債務者　小澤小百合（旧姓吉原）
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第９８号
千葉県君津市人見５丁目12番28号
債務者　山本　裕介
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第２２５号
金沢市花園八幡町ロ20番地11
債務者　小林　来夢
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５０号
金沢市粟崎町４丁目78番地125、従前の住所石川県能美市火釜町リ21番地15
債務者　中宮　幸男
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７４号
長野県上田市中之条1203番地70　中之条第２団地Ａ３―104、住民票上の住所長野県上田市新町78番地１
債務者　吉田　貴宏
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
長野地方裁判所上田支部